

ごあいさつ

本市では、これまで、個人の尊厳と人権が守られ、豊かで人間性あふれる地域社会をつくることを目指して、人権に関する施策の充実を市政の重点課題に位置付けるとともに、人権教育・啓発の基本的指針として、2001年（平成13年）3月に「人権教育のための国連10年宇治市行動計画」を、2006年（平成18年）8月に「宇治市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権問題の解決に向けて取り組んでまいりました。

しかしながら、依然として、私たちの周りには同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者等の人権など、さまざまな人権問題が存在しております。また、近年、いわゆるヘイトスピーチの問題や、インターネットによる差別的な書込みなど、人権問題は多様化、複雑化しており、今後も引き続き、一層の取り組みが重要であると考えております。

このため、「宇治市人権教育・啓発推進計画」を継承・発展させ、引き続き総合的・計画的に進めることができるよう、この度「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に沿って、人権という普遍的な文化が根付いた平和で明るい社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたりまして、アンケートにご協力いただいた市民の皆様や、貴重なご意見をいただきました皆様に、深く感謝申し上げます。



2016年（平成28年）3月

宇治市長 山本 正

目次

第1章	はじめに	1
1	国際的な人権尊重の流れ	1
2	国内の動向	2
(1)	国の動き	2
(2)	京都府の動き	3
3	宇治市の取り組み	4
第2章	計画の基本的な考え方	7
1	計画策定の趣旨	7
2	計画の目標及び性格等	7
(1)	計画の目標	7
(2)	計画の性格	8
(3)	計画期間	8
(4)	人権教育・啓発の定義	8
3	人権教育・啓発の視点	8
第3章	人権問題の現状等	10
1	同和問題	11
2	女性	14
3	子ども	18
4	高齢者	21
5	障害のある人	24
6	外国人	28
7	感染症・ハンセン病患者等	31
8	さまざまな人権問題	33
9	社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題	37

第4章	人権教育・啓発の推進	41
1	計画の推進	41
	(1) 推進体制	41
	(2) 国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働	41
	(3) 計画に基づく施策の点検・評価	42
2	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	42
	(1) 就学前の教育・保育施設	42
	(2) 学校	43
	(3) 地域社会	44
	(4) 家庭	45
	(5) 企業・職場	46
3	人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	46
	(1) 市職員	47
	(2) 消防職員	47
	(3) 教職員・社会教育関係職員	48
	(4) 医療関係者	49
	(5) 保健福祉関係者	49
	(6) メディア関係者	50
4	指導者の養成	51
5	人権教育・啓発資料等の整備	51
6	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	51

資料編

1	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	53
2	世界人権宣言	54
3	宇治市人権教育・啓発推進本部設置要項	57
4	用語解説	59